

鯖江市母子家庭等医療費の助成に関する条例

昭和53年4月1日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭、父子家庭および一人暮らしの寡婦（以下「母子家庭等」という。）に係る医療費を助成することにより、その健康の安定と向上を図り、もつて母子家庭等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「母子家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護している家庭または母がないかもしくは母がその児童を監護しない場合において、当該児童の父母以外の者がその児童を養育（その児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）している家庭で、市長が適当と認めたものをいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父が死亡した児童
- (3) 父が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父の生死が明らかでない児童
- (5) 父に引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (7) 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

2 この条例において「父子家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父がその児童を監護している家庭で、市長が適当と認めたものをいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 母が死亡した児童
- (3) 母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 母の生死が明らかでない児童
- (5) 母に引き続き1年以上遺棄されている児童

(6) 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

(7) 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

3 この条例において「一人暮らしの寡婦」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、他に同居しているものがない者で、市長が適当と認めたものをいう。

(1) 夫と死別または離婚した後婚姻をしていない者

(2) 夫が1年以上生死不明の者

(3) 夫から引き続き1年以上遺棄されている者

(4) 夫が法令により引き続き1年以上拘禁されている者

4 この条例において「児童」とは、年齢が20歳に満たない者（その者が月の途中において20歳に達する場合は、その月の末日までとする。）をいう。

5 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

6 この条例において「保険給付」とは、社会保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費および家族訪問看護療養費をいう。

7 この条例において「一部負担金等」とは、社会保険各法の規定により被保険者、加入者または組合員が負担すべき金額ならびに入院時食事療養および入院時生活療養に係る標準負担額をいう。

8 この条例において「医療機関等」とは、社会保険各法に規定する保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局その他医療を取り扱うものをいう。

（助成対象者）

第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、本市に住所を有する母子家庭等の母、父および児童ならびに一人暮らしの寡婦であつて、社会保険各法に規定する被保険者、加入者、組合員または被扶養者（社会保険各法の規定により継続給付を受けている者を含む。）とする。ただし、修学中の児童については、

本市に住所を有しない場合も助成対象者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象者ならびにその者と生計を同じくする配偶者および民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者のそれぞれの前年の所得（1月から7月までの医療費に係る一部負担金等については、前々年の所得）が児童扶養手当法に規定する所得制限基準額を超えているものは、助成対象者としない。ただし、災害等を受け、その年の所得税が課せられないものと市長が認める者については、この限りでない。

（受給資格証の交付）

第4条 市長は、助成対象者として認定した者に対し、受給資格を証する証明書（以下「受給資格証」という。）を交付する。

（助成金の支給）

第5条 市長は、母子家庭等に係る保険給付につき一部負担金等に相当する額を助成金として支給する。ただし、規約もしくは定款により附加給付を受ける場合または社会保険各法以外の法令の規定により、医療の給付を受ける場合は、一部負担金等の額から当該給付を受ける額（他の法令の規定により、医療費の給付を受けることにより、当該法令の規定による負担金を支払う場合は、当該給付を受けた医療費の額から、この負担金の額を控除する。）を控除した額とする。

（助成の申請）

第6条 この条例による医療費の助成は、助成対象者の申請に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、福井県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が、医療機関等からの報告に基づき、助成の対象となる受給資格者の氏名および医療費の額等について集計し、これを市長に報告したときは、前項の申請があつたものとみなす。

（助成金の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により、母子家庭等医療費の助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した金額の全部または一部を返還させることができる。

- 2 市長は、第5条の規定により助成すべき額を超えて助成を受けた者があるときは、その者からその超える額に相当する額を返還させることができる。

（助成の制限）

第8条 市長は、助成対象者が疾病または負傷に関し損害賠償を受けたときは、その賠償

額の限度においては支給をせず、または既に助成した金額を返還させることができる。

(手数料の支払)

第9条 市長は、医療機関等が母子家庭等に係る医療費の領収証明を行った場合、当該医療機関等に手数料を支払うことができる。

2 市長は、医療機関等が第6条第2項に規定する国保連への報告を行った場合、当該医療機関等に手数料を支払うことができる。

3 市長は、第6条第2項に規定する国保連からの報告に対し、国保連に手数料を支払うことができる。

4 前3項の手数料については、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用する。

附 則 (昭和63年条例第13号)

1 この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の鯖江市母子家庭医療費の助成に関する条例の規定は、昭和64年4月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年条例第17号)

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第24号)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の鯖江市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、平成6年10月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年条例第8号)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鯖江市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成8年条例第18号）

- 1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 改正後の鯖江市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、平成9年1月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第4号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の鯖江市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、平成17年8月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の鯖江市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、平成18年10月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第5号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鯖江市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成 25 年条例第 34 号）

この条例は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。